

部局名	健康福祉部	所属名	国保年金課	所属長名	皆見 隆明	電 話	483-1151 内線3150
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	9017		事務事業名称		一般被保険者高額療養費					短縮コード		経常		臨時	9017	
予算区分	会計	10	国民健康保険事業特別会計		款	02	保険給付費		項	02	高額療養費		目	01	一般被保険者高額療養費	
区 分	☐ 自治事務 ☐ 法定受託事務				根拠法令等		国民健康保険法第57条の2									
☒ その他																
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																
保険診療に関する被保険者の一部負担金が高額になった場合に，限度額を超えた部分に対する給付を行う。 昭和50年10月1日より法定給付化																
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総合計画の施策体系	5本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして								
事業区分「その他」のため評価対象外						大項目（節）	03	社会保障								
						中 項 目	01	国民健康保険								
						小項目（施策）	01	財政運営の健全化								
						細 項 目	02	医療費（給付）の適正化								
					実 施 計 画 の 計 画 事 業											
計画事業の位置付けの有無				☐	計 画 事 業 期 間		～			計 画 事 業 費		千円				

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	国民健康保険被保険者（一般）のうち，高額療養費に該当する世帯								
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成22年度に実際に行ったこと： 国民健康保険加入者の所得状況を把握。千葉県国民健康保険団体連合会で審査済の診療報酬データを受領・突合し，高額療養費に該当している世帯へ支給申請案内及び支給申請書を郵送。申請を受けた後に，指定された金融機関を通じて高額療養費を支給した。 また，「限度額適用認定証」の申請があった被保険者に対する現物給付を行った。								
	※平成23年度に計画していること： 国民健康保険加入者の所得状況を把握。千葉県国民健康保険団体連合会で審査済の診療報酬データを受領・突合し，高額療養費に該当している世帯へ支給申請案内及び支給申請書を郵送。申請を受けた後に，指定された金融機関を通じて高額療養費を支給する。 また，「限度額適用認定証」の交付及び当該被保険者に対する現物給付を行う。								
意図 （何を狙っているのか）	医療費の自己負担額を抑制し，被保険者の経済的負担を軽減する。								
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外								
区 分					単位	2 1 年度	2 2 年度		2 3 年度
						実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	事業区分「その他」のため評価対象外			なし				
	指標 2								
	指標 3								
活動指標	指標 1	事業区分「その他」のため評価対象外			なし				
	指標 2								
	指標 3								
成果指標	指標 1	事業区分「その他」のため評価対象外			なし				
	指標 2								
	指標 3								
上位成果指標	指標 1								
	指標 2								
	指標 3								

コード	9017	事務事業名称	一般被保険者高額療養費			所属名	国保年金課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			事業区分「その他」のため評価対象外		
		☐ 手法プロセスの改革・改善					
		☐ 事業規模の拡大・縮小					
		☐ 統合・役割見直し					
	☐ その他						
☐ 廃止・休止							
☐ 事業完了							
☐ 現状のまま継続							
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			事業区分「その他」のため評価対象外
				削 減	不 変	増 加	
		成 果	向 上	☐	☐	☐	
			不 変	☐	☐	☐	
			低 下	☐	☐	☐	

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など							
事業区分「その他」のため評価対象外							

所属長コメント	事業区分「その他」のため評価対象外						
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			事業区分「その他」のため評価対象外			
	☐ 手法プロセスの改革・改善						
	☐ 事業規模の拡大・縮小						
	☐ 統合・役割見直し						
☐ その他							
☐ 廃止・休止							
☐ 事業完了							
☐ 現状のまま継続							